



フランスの出産奨励運動と教育ー「フランス人口増加連合」と人口言説の形成ー

河合, 務

(Degree)

博士 (教育学)

(Date of Degree)

2012-05-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙3187

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003187>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【論文博士用】

論文審査の結果の要旨

氏 名	河 合 務		
論文題目	フランスの出産奨励運動と教育 —「フランス人口増加連合」と人口言説の形成—		
判 定	合 格 ・ 不 合 格		
審 査 委 員	区 分	職 名	氏 名
	主 査	教 授	渡部 昭男
	副 査	教 授	船寄 俊雄
	副 査	准教授	白水 浩信
	副 査	教 授	朴木 佳緒留
	副 査	山梨大学 教 授	寺崎 弘昭
要 旨			
本論文は、1896年に設立された「フランス人口増加連合」（以下、「連合」と略記）が展開した出産奨励運動に焦点をあて、特にその学校における「人口問題教育」の内実を具体的な史料に即して明らかにした教育史研究の成果である。 近年、日本の少子化対策の一つのモデルとして仰がれるフランスにあって、既に百年を越える人口増加に向けたプロパガンダ活動の歴史があったことはあまり知られていない。学位申請者は、その主たる担い手であった「連合」が設立以来継続的に発行してきた機関誌をはじめ、啓発パンフレット、教師用手引書といった入手困難な史料をフランスから直接取り寄せ、その主張や普及手法に関して丹念に読解分析している。当該団体に関する設立時から通史的な研究は、日本ではもとより、フランス本国の先行研究でもほとんど類例をみず、新規性を有する。また本論文は、家族が何人の子どもを産み育てるのかという私事に行政が介入しようとする際、安易な意識改革という手段に頼ろうとする問題点を、歴史研究を通じて批判的に検証しようとするものであり、今後、劇的な少子高齢化を迎えるものと推定される日本の現状を前に、本論文のもつ現代的意義は極めて高いと評価しうる。 論文の構成は、課題設定及び関連する先行研究への論評がなされた			

後（序章）、「連合」の活動を五つの時期に分けて順次論じていくという形をとる。

まず第三共和政期を扱った第1章では、統計学者J・ベルティヨンが普仏戦争の敗北を機に、その原因をフランスの人口減退に求め、人口増加を期して「連合」を創設し、草創期よりその後継者F・ボヴラらによって、学校で家族的徳を教育し、出産を奨励することの重要性が説かれていたことが明らかにされている。

第2章では1930年代の「連合」の活動が扱われ、それまでの少子化という問題意識に高齢化という視点が加味され、特にそのことを視覚的に印象づける教材、人口ピラミッドを多用する傾向が顕著になったと指摘される。またフランス共和国を象徴する女性像マリアンヌも啓発パンフレットの挿絵として利用され、若く活力あるマリアンヌが老いた生気のないマリアンヌと対照させられながら、少子高齢化によって国力が衰え、国際関係の中で窮地に立たされる危険を視覚に訴える形で際立たせる手法が採られる。こうした「連合」の啓発運動が奏功し、1939年には家族手当や出産奨励金付与を定めた家族法典が制定されるに至っている。

ヴィシー体制期を扱った第3章では、ベタン政権下にあっても政府と「連合」の家族観は一致する点が多く、当時の家族・健康庁官房長に抜擢されたのが「連合」のP・オリーであった点は注目すべきであり、両者の協力関係は強化されたという見解が示される。

第4章では家族政策の黄金期であった第四共和政期が扱われ、「連合」の活動の最盛期にあって、学校での人口問題教育はあらゆる教科に及ぶようになり、新たに移民統合の問題も取り上げられるようになったことが明らかにされる。

第5章では「連合」の立場に大幅な修正を迫った、避妊情報の流布を公認するニュヴィルト法(1967)と妊娠中絶を合法化するヴェイユ法(1975)をめぐって、「連合」の言説がどのように変化していったかが検証される。両法を契機として「連合」の主張は、出産の私事性を承認しつつ、公的・政治的関心事としての人口政策といかに調和させるかという論点へとシフトする。家族の自己決定を国家の人口増加に向けて調整することがその後の政策の基調となり、却って産めない人や産みたくない人に対する圧力を高める結果となると結論づけられる。

以上、本論文はフランス出産奨励運動を索引した「連合」の活動、特に学校教育における人口問題教育の展開について詳細に明らかにした価値ある歴史的知見の集積と認められる。よって学位申請者、河合務は、博士（教育学）の学位を得る資格があると判定する。

（審査付学術論文）

- 河合務「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育」『教育学研究』（日本教育学会）、第75巻第3号、2008年、14-26頁。
- 河合務「1930年代フランスにおける少子高齢化問題と出産奨励運動」『日本教育政策学会年報』第16号、2009年、140-154頁。
- 河合務「フランス第四共和政期の出産奨励運動と「人口問題教育」」『教育目標・評価学会紀要』第20号、2010年、79-88頁。

（ほか3編）

論文内容の要旨

氏 名 河合 務

推薦教授氏名 渡部 昭男

(論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。))

フランスの出産奨励運動と教育——「フランス人口増加連合」と人口言説の形成——

論文要旨

近年の日本の少子化対策においては、「教育及び啓発」(「少子化社会対策基本法」第17条、2003年)が重要視され、「自らの生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく」ことが少子化抑制に向けた政府の取組として掲げられ、国や地方公共団体が「社会の意識改革のための国民運動を展開する」という方針が打ち出されるなど、教育が少子化に歯止めをかける施策として位置づけられている。その一方で、結婚や出産といったプライベートな領域に国・地方公共団体が介入すべきではないという観点や産めない人、産みたくない人に対する圧力が高まることへの危惧という観点から、今日の少子化対策のあり方に疑問や批判が提示されているという現状がある。本論文は、こうした状況を考慮しつつ、その背景に人が人を産み出す生殖という現象や男女間の性行為が極めて私的な事柄と観念されるのと同時に公的・政治的

な利害関心に沿った権力的な介入の対象となるという近代社会の特徴があることに注目することが重要であると考え、そうした二面性を生じさせる要因として、「人口 (population)」概念の重要性が増大し、性や生殖と連動性をもたされつつ肥大化していく模様をフランス出産奨励運動史に即して考察する。フランスは、近年「ベビーブーム」を迎えている国、「少子化対策のモデル国」として注目を集めているが、人口言説を流布する場として学校を活用しようとしてきたフランスの歴史的経緯は、少子化対策の中での教育の活用、家族との関連づけ、意識改革といった問題を考えるうえで恰好の素材を提供してくれると考える。

フランスでは1939年に制定された「家族法典」の第142条に「人口問題教育は、統計的側面においても、また、道徳的・家族的側面においても、あらゆる教育段階の全ての公私立学校の全教員と全生徒にとって義務的なものである。」とする「人口問題教育」規定が盛り込まれたが、この規定だけでなく家族手当や出産奨励金、堕胎の禁止規定などの出産奨励策が盛り込まれた「家族法典」そのものを成立させた中心勢力こそ「フランス人口増加連合」である。本論文は、1896年の設立から今日に至るまで110年以上にわたって出産奨励運動の中核として「人口問題教育」の振興に尽力してきた「フランス人口増加連合」の活動内容を、①学校が教育行政の後押しを受けながら家族形成意識の変革を迫る場となることの問題性を考察すること、②国家と個々の家族生活を関連づける学知としての人口動態論 (démographie) の具体的内容を「人口問題教育」を中心として明らかにすること、③「フランス人口増加連合」が、家族の利益保護を目的とする諸団体による「家族運動」の中で果たしてきた役割に注目しつつ、国家と家族を媒介する「家族運動」という構図が成立してきた歴史的経緯を解明すること、という三つの検討課題を設定し、解明することを試みている。

先行研究としては、日本において「フランス人口増加連合」を検討した研究はごく僅

かであり、しかも、同団体の活動内容そのものを具体的に明らかにしようという関心は極めて希薄である。これに対し、フランスでは一定の蓄積があり、特にV. ド・リュカの研究は「フランス人口増加連合」の教育活動を正面から取り上げ検討している点で重要であるが、検討対象とされている時期が概ね1920年代から30年代に限定されているうえに、同団体に所属する理論家たちが果たした役割に関して過度の単純化がみられるなどの問題を残しており、出産奨励運動と教育の関係性に関する詳細な解明が待たれているのが現状である。

本論文は、課題に迫るための方法として、「フランス人口増加連合」の機関誌、同団体が作成したパンフレット類や団体関係者による著作物、「人口問題教育」に関する教師用手引書、政府・諮問機関による人口問題関係の報告書、さらに同団体と関係の深い団体の機関誌や関係者の著作物を収集し、また、関連法規について官報等を参照するなど、出産奨励運動に関する一次史料の収集とその分析を行っている。

設定した三つの検討課題に対して、本論における考察から以下のような結論が得られている。第一の課題である、学校が教育行政の後押しを受けながら家族形成意識の変革を迫る場となることの問題性は、〈出産への強迫〉と〈多子家族への水路づけ〉という点にある。1920年代にフランスの学校教育のカリキュラムに「人口問題教育」が導入された時期からヴィシー体制期（1940年～1944年）において「人口問題教育」キャンペーンを主導した中等教員P. オリーが、子どもをもたない家族や独身者を「再生産をしない細胞」「寄生物」と非難し、学校が「子どもを産まない生を軽蔑する気持ちを子どもたちに芽生えさせる」場となることへの期待を表明している点や、地理学者G. モコと地理教員M. グランダジによる教師用手引書『学校における人口動態論』（1948年）において「多子家族を正常な家族と考えるように、子どもたちを習慣づけること」を教師に求めている点などに、こうした「人口問題教育」の問題性が表現されていると考えられ

る。特に、オリーにあっては、健康上の理由や不妊の場合でも、子どもをもたない家族は批判の対象とされている。

第二の課題である、国家と個々の家族生活を関連づける学知としての人口動態論の具体的内容に関して、「フランス人口増加連合」がとりわけ重要視したのが「人口ピラミッド」という統計技法である。「人口ピラミッド」は1870年代から統計学者たちに知られるようになっていたが、出産奨励運動の文脈では1930年代に「少子高齢化」を可視化する手段として注目され、学校用ポスターやパンフレット、また、映画の場面として採用された。若年層の部分に窪みをもつ「鐘」型の「人口ピラミッド」は、第一次世界大戦による人口喪失が刻印されたフランスの「生命力」の衰えを示すものとして1930年代以降の出産奨励運動に活用されていったのである。

また、F. ボブラが作成した1930年代のパンフレットにおいては、フランスの「少子高齢化」が、フランスを象徴する女性像であるマリアンヌの相貌の老齢化として描き出され、フランス国家の老齢化を回避するために、若者は多産な家庭を築く義務があると主張されている。国家の人口動態をマリアンヌの相貌に置き換えるという技法が、国家と個人、そして個々の家族生活との連続性をイメージさせ、視覚的に強調する手段として活用されたのである。

第四共和政期（1946年～1958年）の教師用手引書『学校における人口動態論』（1948年）において、さまざまな教科に「人口動態論的観点」を浸透させることが重要であるとされ、また、1970年代の「フランス人口増加連合」機関誌においても同団体の立脚点が人口動態論であることが再確認されているように、出産奨励運動は人口動態論という学知を支えとしながら、多子家族の形成を国家規模での人口増加との関係性において焦点化し続け、子どもの誕生や出産、母性・父性といった人生の始まりと世代交代に関する事象に、「国力の衰退」や「国家の存亡」という意味を付与していくこととなる。

第三の課題である、「フランス人口増加連合」が「家族運動」の中で果たした役割に注目しつつ、国家と家族を媒介する「家族運動」という構図が成立してきた歴史的経緯を解明することに関しては、まず、第三共和政期に簇生した家族結社の中で「フランス人口増加連合」が中心的な役割を担いつつ「家族結社全国連盟 (UNAF)」の母胎となったという点が重要である。また、1945年にUNAFが創設された際、ド・ゴールの解放政府が「低出生率の惨禍」「人口の危機」「人口回復」などの言葉を使用してUNAF創設の必要性を議会に訴えたように、UNAFによって統括されている「家族運動」は出産奨励運動を継承している点も注目される。出産奨励運動では、家族に対する経済的支援を軸とする「物質的秩序」と、家族の習俗の改良を意味する「道徳秩序」という二つの用語が対をなすものとして使用されてきたが、UNAFによって統括される「家族運動」は出産奨励運動から、①家族に対する経済的支援、②家族の習俗の改良、という二つの基本的な方向性を継承している。家族手当など経済的支援の整備・拡充を政府に要望することで家族保護を目指すとともに、家族の習俗の改良に尽力することにおいても「家族運動」は国家と家族を媒介する役割を担っている。家族の習俗の改良は、第三共和政期に簇生した「家族結社」が目指してきた主題であり、1960年代から70年代における「フランス人口増加連合」の活動や議論においても、その点への執着が継続されている。つまり、「ニュヴィルト法」(1967年)と「ヴェイユ法」(1975年)によって避妊情報流布の公認と妊娠中絶の合法化が行われるようになる時代の趨勢を受けて、「フランス人口増加連合」は「産児調節」に関する夫婦の自由を容認するようになるが、同団体は「ニュヴィルト法」「ヴェイユ法」によって家族の習俗の弛緩、具体的には、個々の家族が性的な快楽を追求しつつ少産化することを警戒し、そうした風潮を戒める論陣を機関誌上で張っている。1920年に制定された「堕胎教唆および避妊プロパガンダの抑制に関する法律」から「ニュヴィルト法」「ヴェイユ法」へという制度枠組みの大きな変化の過

程において、家族の習俗の弛緩が論点として再浮上したのだが、「フランス人口増加連合」は習俗の弛緩に歯止めをかけることで家族を保護する「守護者」としての役割を担おうとしており、こうした姿勢こそ、第三共和政期に簇生した「家族結社」から第二次世界大戦後の「家族運動」へと引き継がれたものであると考えられる。